第３号議案

平成30年度全国高等学校総合体育大会に係る共通製作物の調達に関する要項（案）

（目的）

第１条　この要項は、次に掲げる共通製作物を調達するに際し、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「三重県実行委員会」という。）、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）、平成30年度全国高等学校総合体育大会静岡県実行委員会（以下「静岡県実行委員会」という。）及び平成30年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）が業務の主体となり、受注者を決定し、三重県実行委員会、岐阜県実行委員会、静岡県実行委員会、愛知県実行委員会（以下「東海ブロック各県実行委員会」という。）及び全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会（以下「和歌山県実行委員会」という。）、平成30年度全国高等学校総合体育大会各会場地市町実行委員会（以下「各市町実行委員会」という。）がそれぞれ必要とする物品の調達を実施するものとする。

(1)参加章（愛知県実行委員会）
(2)入賞メダル（岐阜県実行委員会）
(3)大会ガイドブック（静岡県実行委員会）
(4)報道のしおり（三重県実行委員会）
(5)大会報告書（三重県実行委員会）

（調達業務の実施）

第２条　東海ブロック各県実行委員会は、仕様書に基づき、共通製作物の調達を行うものとする。

２　東海ブロック各県実行委員会、和歌山県実行委員会及び各市町実行委員会（以下「東海ブロック各県実行委員会等」という。）は、別表に定める項目を実施するものとする。

（危険負担）

第３条　契約物件について、東海ブロック各県実行委員会等が実施する検査に合格するまでに生じた損害は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち東海ブロック各県実行委員会等の責めに帰すべき事由により生じたものについては、東海ブロック各県実行委員会等が負担するものとする。

（代金の支払）

第４条　東海ブロック各県実行委員会等は、受注者から東海ブロック各県実行委員会との契約金額又は単価契約に係る納入物件の代金の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

２　東海ブロック各県実行委員会において負担する金額が、消費税により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、これら端数の通算した額は第１条に定める物品毎に、調達の実施主体となる東海ブロック各県実行委員会が負担するものとする。

（要項の変更）

第５条　この要項の内容を変更する必要が生じたときは、東海ブロック各県実行委員会等が協議のうえ、これを変更するものとする。

（定めのない事項の処理）

第６条　この要項に定めのない事項及びこの要項に関して疑義が生じたときは、東海ブ

ロック各県実行委員会等が協議のうえ、決定するものとする。

附　則

１　この要項の有効期間は、要項制定の日からこの要項に定めた全ての事項が完了するまでの期間とする。

【別表】

<table>
<tr><th>項　目</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td>１．契約締結に関すること</td><td>三重県実行委員会
岐阜県実行委員会
静岡県実行委員会
愛知県実行委員会</td></tr>
<tr><td>２．発注に関すること</td><td>以下の区分により実施
<table><tr><td></td><td>参加章</td></tr><tr><td>当初発注</td><td>愛知県実行委員会</td></tr><tr><td>追加発注</td><td>東海ブロック各県実行委員会等</td></tr></table><table><tr><td></td><td>入賞メダル</td></tr><tr><td>当初発注</td><td>岐阜県実行委員会</td></tr><tr><td>追加発注</td><td>東海ブロック各県実行委員会等</td></tr></table><table><tr><td></td><td>大会ガイドブック</td></tr><tr><td>発注</td><td>静岡県実行委員会</td></tr></table><table><tr><td></td><td>報道のしおり</td><td>大会報告書</td></tr><tr><td>発注</td><td colspan="2">三重県実行委員会</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３．納品検査に関すること</td><td>東海ブロック各県実行委員会等</td></tr>
<tr><td>４．支払いに関すること</td><td>同上</td></tr>
</table>